

人権理事会
第16会期
議事日程議題1
組織および手続事項

人権理事会により採択された決議*

16/21

人権理事会の職務と機能の再検討

人権理事会は、

2006年3月15日の決議60/251の第16項において総会が与えた職務権限、すなわち、人権理事会の設立後5年以内にその職務と機能を再検討し、総会に報告するものとするという総会の決定に従って行動し、

2009年10月1日の人権理事会決議12/1において同理事会が設立した同理事会の職務と機能の再検討に関する拡大政府間作業部会の報告書¹を考慮し、

1. 人権理事会の職務と機能の再検討に関する拡大政府間作業部会の報告書に留意する。

2. 本決議の添付文書であり総会に提出されるべき「国際連合人権理事会の職務と機能に関する再検討の成果」を採択する。

* 人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第16会期に関する理事会報告書(A/HRC/16/2)第I章に含まれる。

¹ A/HRC/WG.8/2/1.

3. 「国際連合人権理事会の職務と機能に関する再検討の成果」が、2007年6月18日の人権理事会決議 5/1 および 5/2、並びに他の関連する理事会決議、決定、議長声明に含まれている制度構築の追加とされるものとすることを決定する。

4. また、次の決議案を総会の審議のために提出することも決定する。

「総会は、

2011年3月25日の人権理事会決議 16/21 に留意し、

「国際連合人権理事会の職務と機能に関する再検討の成果」と題する文書を是認する。」

第47回会合

2011年3月25日

[無投票採決]

添付文書

国際連合人権理事会の職務と機能に関する再検討の成果

I. 普遍的定期審査²

A. UPR の根拠、原則および目的

1. 人権理事会決議 5/1 の添付文書の第 1、2、3 および 4 項に定められた普遍的定期審査の根拠、原則および目的は、あらためて確認されるものとする。

B. 審査の期間および順序

2. UPR の第 2 次サイクルは 2012 年 6 月に始まるものとする。

3. UPR の第 2 次およびそれ以降のサイクルの期間は、4 年半である。これは 42 か国を 1 年間の UPR 作業部会の 3 会期の間に審査することを意味する。

4. UPR の第 1 次サイクルのために定められた審査の順序は、第 2 次およびそれ以降のサイクルにおいても維持されるものとする。

C. 審査の過程と方式

1. 焦点および文書作成

5. 第 2 次およびそれ以降のサイクルの審査は、引き続き、理事会決議 5/1 の添付文書の第 15 項に示された 3 種類の文書に基づいて行われる。

6. UPR の第 2 次およびそれ以降のサイクルは、特に、受諾した勧告の履行並びに審査国の人権状況の進展に焦点をあてるべきである。

7. 理事会決議 6/102 において理事会によって採択された UPR 報告書のための一

注 人権理事会が採択した決議と決定は、理事会第 16 会期報告書(A/HRC/16/2)I 章に掲載される。

² この節に含まれる普遍的定期審査の修正は、UPR の第 2 次サイクルに適用されるものとする

般的指針は、人権理事会の第 18 会期以前に第 2 次およびそれ以降のサイクルの焦点の修正がなされるものとする。

8. 他の関係する利害関係者は、自らの貢献に前の審査の追跡調査についての情報を含めることを奨励される。

9. 他の関係する利害関係者からの情報の要約には、適切ならば、パリ原則を完全に遵守するものと認定されている審査対象の国内人権機関による貢献のための独立した項目を含めなければならない。その他の認定された国内人権機関により提供される情報、並びにその他の利害関係者により提供される情報も準じた形で反映される。

2. 方式

10. 理事会決議 5/1 の添付文書および議長声明 PRST/8/1 に定められたトロイカの役割は維持されるものとする。

11. 審査のサイクルの 4 年半への延長の後そして既存の資源と作業量の範囲内で、審査のための作業部会の会合の期間は現在の 3 時間から延長され、並びに、発言者名簿を含めた方式は、同理事会第 17 会期に合意され、添付文書に示された方式に基づくものとする。

12. 審査の最終成果は、同理事会本会議によって採択される。同成果の一時間の検討の運営のための方式は議長声明 PRST/9/2 に従うものとする。

13. 総会決議 48/134 に添付された人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）と一致する審査対象国の国内人権委員会は、同理事会本会議による審査の成果の採択の時に、審査対象国の直後に発言することができるものとする。

14. 国家の参加を促進するために同理事会により理事会決議 6/17 によって設立された普遍的定期審査自発的信託基金は、開発途上国とりわけ後発開発途上国および小島嶼国開発途上国の審査への目立った参加を促すために強化および運用されるべきである。

D. 審査の成果文書

15. 審査の成果文書に含まれる勧告は、審査対象国並びに勧告をした審査国の十分な関与と同意を得た上で、テーマ別に分類されるべきである。

16. 人権理事会決議 5/1 添付文書の第 27 項および第 32 項の規定に従って、審査対象国は、受け入れた全ての勧告に対する自国の立場を、なるべくなら人権理事会本会議以前に、書面で同理事会に明確に伝達するべきである。

E. 審査のフォローアップ

17. 審査の成果文書は、協力的な仕組みとして第一義的には関係国によって実施されるべきであるが、国家はこの関係で全ての関連する利害関係者と広く協議を行うことを推奨される。

18. 国家は人権理事会に対して、受諾した勧告に対するフォローアップに関する中間進捗状況を自主的に提供することを推奨される。

19. 人権理事会決議 6/17 において同理事会によって設立された資金的技術的援助のための自発的基金は、諸国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼国開発途上国に対し、それらの国々の審査から由来する勧告の履行を助けるため、資金的および技術的援助の財源を提供するために、拡大されまた運用されるべきである。運営委員会は国際連合の規則に従って設立されるべきである。

20. 人権理事会決議 5/1 の添付文書の第 36 項を念頭におき、国家は、それぞれの審査の追跡調査の履行において国家を援助するための国内的もしくは地域的レベルにおいて国際連合の代表を要請することができる。国連人権高等弁務官事務所は、そのような支援のための照会機関として行動することができる。

21. 審査の履行のための資金的および技術的援助は国内履行計画に反映されるであろう国家の必要と優先を支援するべきである。

II. 特別手続

A. 職務権限保持者の選択と任命

22. 人権理事会決議 5/1 の添付文書に示された職務権限保持者の選択と任命の過

程における透明性をさらに強化し且つ高めるため、次の条項が適用される。

(a) 第 42 項に明記された団体に加え、パリ原則に合致した国内人権委員会もまた特別手続職務権限保持者の候補者を指名できる。

(b) 個人立候補者および団体により指名された候補者は、各々特定の任務に対し履歴および 600 語以内の志望動機書とともに申請書を提出するものとする。高等弁務官事務所は、各空席に対し申請をした候補者の公的一覧表を準備するものとする。

(c) 諮問グループは透明性ある方式で各々特定の任務に申請した候補者を検討する。しかしながら、例外的状況の下でおよび特別な官職が正当化するならば、同グループは、その官職に対する公平またはより適当な資質で追加の指名を考慮できる。同グループは、全ての候補者の同等の待遇を確保するため最終候補者と面接するものとする。

(d) 第 52 項の履行にあたり、彼/彼女が協議グループによって提示された優先順に従わないと決意した場合、議長は彼/彼女の判断を正しいものとする。

B. 作業方法

23. 理事会決議 5/2 に一致して、国家は自らの職務の実施において特別手続に協力しまた援助するべきであり、そして彼らの職務権限に従ってまた行動準則を遵守して彼らの任務を果たすことが職務権限保持者の責任である。

24. 特別手続の高潔性および独立性並びに協力、透明性と責任の諸原則は特別手続の強力な制度を確保するために不可分の一体であり、現場における人権状況に対処するための人権理事会の能力を拡大することにもなる。

25. 特別手続は国家との建設的な対話の育成を継続するものとする。また、特別手続は、それらのテーマ別および国別活動報告書の中で、具体的、包括的そして行動志向の様式をもった勧告を表すよう努力するものとし、また、諸国の技術援助および能力構築の必要に注意を払うものとする。関係国のコメントは、国別活動報告書への追加文書に含められるべきである。

26. 国家は、情報収集や訪問の要請に対し時宜を得た形で応答することで、特別手続に協力し、援助するよう求められ、並びに、特別手続により彼らに宛てられ

た結論と勧告を丁寧に研究するよう求められる。

27. 人権理事会は、報告書の意味のある議論を確保するために、特別手続に対し、とりわけ報告に関する要請を合理化するべきである。人権理事会は、国家と特別手続との間に、良い実行並びに教訓が特定され交換されることを許すような、開かれた、建設的なそして透明な議論のためのフォーラムとして存在するべきである。

28. 総会決議 48/134 に添付された人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）と一致する関係国の国内人権委員会は、特別手続職務権限保持者による国別活動報告の発表に続く、双方向対話の間中、関係国の直後に発言することができるものとする。

29. 人権高等弁務官事務所は、職務権限、職務権限保持者、招待と国家訪問およびそれらへの返答、並びに人権理事会および総会に提出された報告書といった特別手続の情報を、包括的かつ容易に利用できるやり方で維持し続ける。

30. 人権理事会は、国際連合、その代表者および人権の分野における諸制度と協力し若しくは協力してきた個人や集団に対するいかなる威嚇または報復の行為を断固として拒絶し、そして国家に対し、そのような行為に対して予防しまた十分な保護を確保することを求める。

C. 資源と資金提供

31. 人権理事会は、総会によって理事会に委託された追加的な任務を含む、理事会の特別の必要にしたがって全ての特別手続きを支援するように、市民的及び政治的権利および発展への権利を含む、経済的、社会的及び文化的権利に調和した等しい優先順位で、十分かつ衡平な資金提供の準備を確保することの重要性を認識する。

32. 人権理事会は、したがって、自らの職務権限の特別手続による完全な履行を支援するために、高等弁務官事務所の通常予算の中での十分な資源の利用を確保することを、事務総長に対し要請する。

33. 人権理事会はまた、特別手続の作業を支援する予算外の資金提供の継続的な必要性を認識し、そして、加盟国による更なる自発的拠出金は、可能な限り、用

途を特定しないものとすべきことを強調しつつ、これらの拠出金を歓迎する。

34. 人権理事会は、特別手続の資金提供においては完全な透明性のための必要性があることを強調する。

III. 諮問委員会

35. 人権理事会は、既存の資源の範囲内で、人権理事会と諮問委員会との双方向性を強化し、セミナー、パネル、作業部会および同委員会による入力情報に対し応答することを通して、より系統的な関係をもつものとする。

36. 人権理事会は、関係決議の下で諮問委員会に対し与えられた特定の職務権限を、テーマの優先順位を指示することを含めて、明確にするよう努力しまた履行志向の結果を誘発するために、諮問委員会のための具体的な指針を提供するものとする。

37. 人権理事会と諮問委員会との間のよりよい双方向性のために適当な状況を提供するため、同委員会の最初の年次会期は人権理事会の 3 月の会期の直前に開かれるものとし、もう一方で、第 2 会期は 8 月に開かれるものとする。

38. 同委員会の年次報告書は人権理事会の 9 月の会期に提出され、同委員会議長との双方向の対話のテーマとなるものとする。本規定は、同委員会と、もしそのような機会が生じ、且つ、理事会が適当とみなすならば、その他の関係を排除するものではない。

39. 同委員会は、理事会決議 5/1 の添付文書の第 81 項の規定に効果を与えるために、委員間の会期間作業の拡大を促進するものとする。

IV. 議事日程および作業計画のための枠組み

40. 人権理事会の議事日程および作業計画は、理事会決議 5/1 の添付資料に明示されている。

41. 人権理事会のサイクルは暦年に沿いそして総会によって決定されたあらゆる必要な移行的取極に従う。

V. 作業方法および議事手続規則

A. 国際連合機関および基金との年次パネル

42. 人権理事会は、国際連合システムを通じた人権の主流化を促進する目的で、各々の職務権限の範囲内で、国際連合機関および基金の管理組織の長および事務局とともに、具体的な人権のテーマに関して一年に一回半日のパネルディスカッションを持つものとする。本規定は、人権の主流化についての、人権理事会と国際連合機関および基金との間の、議論のために生じうるその他の機会を排除はしない。

43. 国家若しくは地域グループは、パネルによって議論されるべき問題を提案することができる。そうした提案および全ての地域グループとの協議に基づいて、人権理事会議長は、理事会の適当な運営会期での理事会による承認のため、翌年のパネルディスカッションのテーマを提案する。

44. 高等弁務官事務所は、人権理事会の事務局としての資格において、パネルディスカッションのために必要とされる文書作成の準備を調整するものとする。

B. 自発的な決議の1年間の予定表

45. 議長団は、主要な提案者と協議し、人権理事会のテーマ別決議のための暫定的な1年間の予定表を作成するものとする。1年間の予定表は、自発的に作成され、理事会決議 5/1 の添付資料の第 117 項によって示された国家の権利を侵害しない。

46. 同予定表は、また、決議、職務権限および特別手続の報告書の発表の間のバランスをとる必要を考慮に入れて、それらのための予定との適切な一致も熟慮すべきである。

47. 議長団は、第 18 会期に人権理事会に対し報告書を提示するものとする。

C. 二年毎、三年毎のテーマ別決議

48. 原則として且つ自発性に基づいて、総括的なテーマ別決議は二年毎もしくは三年毎に上程されるべきである。

49. 上述の間隔の間で提示される同一の問題に関するテーマ別決議は、短く、且つ、それらの発表を正当化する具体的な問題もしくは基準の隔たりを取り扱うことに焦点を当てることが求められる。

D. 決議と決定への透明性且つ広範な協議

50. 特に人権理事会の決議と決定に関する協議過程は、透明性と包摂性の原則を守るものとする。

E. 文書作成

51. 時宜を得た方式で且つ国際連合の全ての公用語で作業用文書の入手可能性を確保する必要がある。

F. 活動案および予算の見通しに関する情報の通告と提出の期限

52. 人権理事会会期の最終週の一つ前の週の終わりまでに、決議案と決定案の早めの提出が必要である。

53. 活動の提案国は、予算の見通しについての情報が、もしあれば、回覧を容易にするために、会期の第 2 週目よりも前に高等弁務官事務所に連絡をするよう求められる。

G. 議長室の設置

54. 議長の手続的かつ組織的任務に従って、彼もしくは彼女の任務の遂行において議長を支援するため、並びに、それとの関連で効率性、継続性および組織としての記憶を高めるために、既存の資源の範囲内で、人権理事会議長室が設置されるものとする。

55. 議長室は、職員、事務所空間、および任務を遂行するために必要な装備を含め、通常予算から引き出される十分な資源により提供されるものとする。同室職員の任命は、地理的衡平配分およびジェンダー・バランスを促進するものとする。同室職員は、議長に対して責任を持つものとする。

56. 議長室の構成、方式および予算の見通しは、人権理事会の第 17 会期での、事務局の報告書に基づいて、人権理事会によって検討されるものとする。

H. 人権理事会の事務のサービス

57. 人権理事会とその仕組みへの事務のサービスは、同理事会の活動の効率性を拡大するために改善され続けなければならない。

I. 障害のある人のための利用可能性

58. 障害のある人のための利用可能性についての国際基準に従って、人権理事会およびその仕組み、その情報通信技術、インターネット資源並びに文書を含めたその制度の活動に対する、障害のある人のための利用可能性を拡大する必要がある。

J. 情報技術の利用

59. 人権理事会は、常駐でない政府代表団、専門機関、その他の政府間国際機構、および総会決議 48/134 に添付された人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）と一致する国内人権委員会、並びに協議資格を有する非政府機関による利用と参加の拡大のために、ビデオ会議もしくはビデオメッセージといった情報技術の利用の可能性について検討するものとし、そうした参加には同理事会の議事手続規則且つ信任状に関する規則を完全に遵守することを確保する必要を念頭におく。

60. 文書の電子回覧などの現代的な情報技術の利用は紙の回覧を削減するために奨励される。

K. 作業部会

61. 人権理事会は、政府代表団、人権高等弁務官事務所およびジュネーブの国際連合事務所並びに全ての関係する利害関係者との協議において第 57、58、59 および 60 項に示された問題を研究するための作業部会を設立し、また、同理事会の第 19 会期に具体的な勧告を同理事会に提出することを決定する。

L. 技術援助信託基金

62. 人権理事会は、同理事会の第 19 会期での同理事会の作業への後発開発途上国と小島嶼国開発途上国の参加を支援するために、技術援助信託基金の設立のための方式を検討する。

付録

普遍的定期審査に関する作業部会のための発言者一覧表を制定するための様式

加盟国には3分のそしてオブザーバー国には2分の発言時間を許可している、確立された手続は、全ての発言者が加盟国およびオブザーバー国に利用可能な時間内に収まることができる場合には適用され続ける。

加盟国に3分の発言時間そしてオブザーバー国に2分に基づく時間内に、全ての発言者を収めることができない場合には、全ての者に対し、発言時間は2分間に削減される。

全ての発言者がそれでも収められない場合には、各々そして全ての発言者が討論に加わることができるように、登録されている全ての代表団の中で発言時間が分割されることとなる。

発言者一覧表を作成するための措置

1. 発言者一覧表は、普遍的定期審査に関する作業部会の会期の始まる前の週の月曜日の午前10時に公開しそして4日の間公開されたままである。それは木曜日の午後6時に閉じられる。登録受付所は、パレ・デ・ナシオンに設けられる。正確な場所は、事務局により全ての常駐使節団に通知される。

2. 発言時間に関わりなく、全ての事例において、発言者一覧表に登録された代表団は、英語の国名のアルファベット順で並べられる。会期の始まる前の金曜日の朝に、議長団の出席のもと、議長は、一覧表の最初の発言者をくじにより引く。発言者一覧表は、引かれた国の先に続く。金曜日の午後、全ての代表団は、発言順と代表団に利用可能な発言時間について通知される。

3. 審査中の発言時間の制限は、厳格に実施される。発言時間を超えた発言者は、マイクが切断されることになる。発言者は、それ故自らの発言の最初に非常に重要な部分を伝えるよう希望して差し支えない。

4. 全ての発言者は、発言者間の二者の取極に基づいて発言者一覧表の場所を交換する可能性を保持する。